

「企業の提携・部分的結合」に関する —法律実務家からのコメント

平成23年6月17日

競争政策研究センター 第26回公開セミナー

日比谷総合法律事務所
弁護士 多田 敏明

本報告書へのコメント①

- 水平的業務提携の重要性(背景)
 - 今後も重要性は増加する可能性大
- 本報告(書)の新規性
 - 知識・技術移転及びそれに伴う厚生拡大への着目
 - ・「競争者同士の株式一部取得全般を取り締まるのではなく、むしろ認めるべき場合がある。」
 - 厚生拡大となる株式保有比率算出というアプローチの提示(「内生的」アプローチ)
 - (第2章:法解釈論の提示+米国事例の紹介分析)
 - (第3章:提携に関するヒアリング結果)

本報告書へのコメント②

- 技術移転以外の競争促進効果の勘案
 - 技術移転以外の水平的提携、特に生産提携（生産受委託等）による競争促進（提携により生産費用が低減する場合には、競争環境次第では価格低減効果がある）
- 水平的な相互提携における相互保有の検討
 - 相互の生産受委託において、相互に生じる効率性の一部を株式保有により還元や取引関係の担保
 - 相互提携によるより大きな効率性の考慮

企業結合ガイドラインの取扱い

- ガイドラインの読み方

- 複数企業間の株式保有:「**独立の競争単位**」基準

- ・「引き続き独立の競争単位として事業活動を行うと見られる場合…市場における競争への影響はほとんどなく…禁止されることはまず想定し難い」

- 審査対象の「**結合関係**」:

- ・ 一律的基準:50%超・20%超順位1位
- ・ ケースバイケース基準:10%超順位3位以上＋特段の事情(保有比率の程度・順位・格差等、相互保有の程度、役員兼任、取引・提携関係等)
- ・ 「結合関係」…一定程度又は完全に一体化して事業活動行う関係(但し、条文では要求されていない)

独立競争単位ではない場合

- 非独立競争単位である(審査対象となった)場合
 - 「結合関係」がありとなればHHI算出は、50%超と同様に、20%の場合もシェアを単純合計するのか？
 - ・ 50%超と20%超株主順位1との「結合関係」の異同？
 - ・ 単純合計しないのであればどう算出するのか？
 - ・ さらに、シェア算出だけでなく、「競争の実質的制限」の判断においてどう一部取得を評価するか？
- 一部取得への2つのアプローチ
 - 従来型: 議決権保有比率を勘案しながら合計シェア数値の調整する方法(報告書第2章の「MHHI」)
 - 本報告書: 内生的に議決権保有比率を決定する方法